

笠間市告示第913号

平成27年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月20日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成27年12月1日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成27年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
12月 1日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
12月 2日	水	休 会	議案調査
12月 3日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
12月 4日	金	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
12月 5日	土	休 会	
12月 6日	日	休 会	
12月 7日	月	休 会	常任委員会（建設土木）
12月 8日	火	休 会	議事整理
12月 9日	水	休 会	議事整理
12月10日	木	休 会	会議録署名議員の指名 一般質問
12月11日	金	休 会	会議録署名議員の指名 一般質問
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
12月15日	火	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成27年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成27年12月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美	忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 1 号

平成27年12月1日（火曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について）
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第7 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について
- 日程第12 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について
- 日程第13 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 日程第14 議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）
- 日程第15 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について）
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第7 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について
- 日程第12 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について
- 日程第13 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 日程第14 議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）
- 日程第15 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（藤枝 浩君） ここで、山口市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成27年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の各位には、公私ともご多忙のところ定例会にご出席を賜り、お礼を申し上げる次第でございます。

まず初めに、職員の不祥事についてのご報告とおわびを申し上げます。

既にご承知いただいておりますとおり、11月20日に社会福祉課係長が酒気帯び運転による交通事故という、あってはならない不祥事を起こしてしまいました。このような事故を起こしたことは、笠間市民並びに市議会を初めとする関係機関の方々に対する信頼を大きく損なうことであり、深くおわびを申し上げます。

事故を起こした職員については、事実関係を明らかにした上で、厳正に処分をしております。

今後は、このような不祥事が二度と起こらないように、職員一人一人の自覚と行動で飲酒運転撲滅の取り組みを進めるとともに、一丸となって綱紀の肅正に取り組んでまいり存でございます。

次に、地方を取り巻く状況についてであります。

年末に入り、政府は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策や、大筋合意した環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPを受けて、農家の支援策などをまとめているところであります。

一億総活躍社会に向けた緊急対策では、新三本の矢の具体的な数値目標である国内総生産GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現に直結する施策を行う考えを示しております。GDP600兆円では、個人消費の押し上げ効果を狙い、低年金者へ1人3万円の給付支給を検討、希望出生率1.8実現に関しては、2017年度末までに40万人分を整備する計画だった保育の受け皿を50万人分に上積み、介護離職ゼロに向けても特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった介護サービスを2020年代初頭までに新たに50万人分以上整備することとしています。

また、TPPを受けて、先日、JA茨城中央会では、独自の試算ということで年間産出額が720億円程度減るとの発表がありましたが、国では、耕作放棄地なども利用した農地の大規模化や海外で競争力のある付加価値の高い農産物への転作、それに和牛の生産拡大などに取り組む農家への財政支援策を、来年1月の国会に提出される今年度の補正予算に盛

り込む方向で調整を進めています。

本市としても、10月に笠間市創生総合戦略を策定し、今後の人口減少対策に取り組んでいくこととしているところであり、こうした国の動きを見きわめながら、最大限の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市における現在の市政運営について、何点かご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、マイナンバー制度についてであります。

来年1月から運用が始まるマイナンバーについては、本市においても11月27日までに配達完了し、住民票のある全ての市民に簡易書留により通知したところであります。現在、郵便局での保管期限が過ぎたものについては市で保管しておりますが、届かなかった通知カードについては、今後、市役所窓口で受領していただくよう案内通知を送ることになっております。また、来年1月からは、運用開始に合わせて、個人番号カードを希望者に交付する予定になっております。

今後、社会保障や税、災害対策の事務等で利用されていきますが、引き続き制度の周知徹底を図るとともに、制度が適切に運用されるよう努めてまいります。

また、市民の皆さんが安心してこの制度を利用できるよう、情報漏えいの防止を徹底するなど安全性を追求し、慎重に事務を進めていきたいと考えております。

次に、総合教育会議についてであります。

11月13日に私と教育委員の皆さんとで、教育施策について議論する今年度第2回目の総合教育会議を開催いたしました。

主な内容として、この会議の所管する重要な協議事項である笠間市教育施策大綱について議論を交わしたところであります。この大綱は首長が策定するものであり、これからの笠間の教育の方針を示すものとして大きな意味があるものと考えています。

引き続き、総合教育会議を初め、さまざまな機会において教育委員の皆さんと議論を重ね、今年度中にまとめてまいりたいと考えております。

次に、市立病院の訪問看護ステーション化についてであります。

市立病院では、昨年9月から訪問看護及び訪問リハビリを開始し、本年10月の訪問件数は220件と、順調な伸びを示しているところであります。

そこで、市民の皆さんのさらなる利用促進のため、来年4月からは独立して専従の看護師等を置く訪問看護のステーション化を図り、市立病院の患者だけでなく、訪問看護を必要とする一般市民も対象に、主治医の指示に基づき、サービスを提供していきたいと考えております。

次に、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会についてであります。

ことしで10回目を迎えるかさま陶芸の里ハーフマラソン大会ですが、新笠間市誕生10周年記念事業として、今月13日に笠間芸術の森公園を会場に開催を予定しております。

既に出場選手の申し込みは終了しており、エントリーは全体で昨年より35人多い過去最高の5,522人となっています。

特別企画として、10周年にちなんだ特別賞の贈呈や、ゲストとして笠間市出身で1993年世界陸上マラソン5位に入賞の経験を持つ打越忠夫選手、城里町出身で活躍された平塚潤選手、特別観光大使のネバ・ギブ・アップなどを招待、さらにはエチオピア大使のマルコス閣下を特別招待し、開催する予定であります。

大会当日は、芸術の森公園を中心に笠間市街地から友部駅北地区まで、時間帯により全面通行止めとなりますので、当該地区の皆様を初め、多くの方々の理解とご協力をお願いするところでもあります。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。

今回の補正予算関係の議案等につきましては、台風17、18号の被害に対応するため10月2日付で専決処分しました平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の報告及び平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を初めとする8会計の補正予算案を上程するものであります。

一般会計補正予算（第4号）についてであります。まず、歳入におきましては、歳出関連の国、県支出金や基金繰入金などを補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、介護健診ネットワークシステムのセキュリティ強化対策について、総務省の委託事業として行う実証事業経費の計上であります。介護保険事業計画に基づき、民間の事業者が行う地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に対する補助金の計上であります。また、福田地区地域振興整備事業の今年度事業の確定による減額などを中心に編成しているところであります。

その結果、今回の補正予算総額は9,898万2,000円の減額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は297億1,448万3,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番蛭澤幸一君、10番野口 圓君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月24日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長よりご報告を願います。

議会運営委員会委員長石松俊雄君。

〔議会運営委員会委員長 石松俊雄君登壇〕

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、議会運営委員会より報告を申し上げます。

11月24日、平成27年第4回定例会の日程について協議をしました。会期は、配付しております資料のとおり、12月1日から15日までの15日間といたします。

初日の1日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。なお、一般質問、議案質疑の通告締め切りは本日1日の正午までとします。

2日は、調査のため休会、3日は、議案質疑を行い各常任委員会への付託、また、本会議終了後議会運営委員会を開催し、一般質問の取り扱いについて協議をいたします。

4日と7日に各常任委員会の開催、8日、9日は議事整理のため休会とします。

10日、11日及び14日の3日間で一般質問を行い、最終日15日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果についての委員長報告の後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から12月15日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長からご報告がありましたよ

うに、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が提出されました。既に議案とともに配付してございますので、ご了承ください。

次に、9月の定例会において議決されました教育予算の拡充を求める意見書及びT P P 環太平洋連携協定交渉に関する意見書につきましては、去る9月28日をもって内閣総理大臣及び各大臣に送付いたしましたので、ご報告いたします。

請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付いたしております。これらの請願陳情につきましては、請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しております。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について）

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第5号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

の専決処分についてご説明を申し上げます。

これは平成27年10月2日付で専決処分したものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、9月10日の台風17号、18号による関東・東北豪雨において本市が受けた被害に対応するために予算措置が必要であったことから、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億1,346万5,000円としたものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正ですが、道路の災害復旧工事につきまして、単独災害復旧事業債を追加するものでございます。

次に、歳入歳出について、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、先ほど申し上げましたとおり、道路の災害復旧工事のために、21款、1項市債、8目災害復旧債550万円を増額するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目基金費393万円の減につきましては、財源調整のため財政調整基金積立金を減額するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目林業用施設災害復旧費57万円の増は、上加賀田地区の林道下ケ鳥谷津線の路肩の崩壊による災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費の886万円の増額につきましては、笠間地区7カ所、友部地区7カ所、岩間地区5カ所、合わせて19カ所の市道ののり面崩壊等に対する災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

以上で、平成27年10月2日付で専決処分いたしました平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、平成16年から4期12年活動されている江田けい子氏が、平成28年3月31日をもって任期満了になることから、引き続き候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、個人番号制度を日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって実施されている生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務において導入するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、番号利用法、マイナンバー法の第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、同一地方公共団体内での個人番号の利用や特定個人情報の連携等を可能とするため設定しているものであります。

現行においては、番号利用法に規定されている法定利用事務の範囲内で市役所内での情報連携などを可能としておりましたが、その法定利用事務に加えて、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務を規定し、個人番号の利用などを可能とするため、所要

の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

第4条第1項ですが、現行における規定を改正案で第3号に移動して規定し、あわせて新たに第1号、第2号を追加して、別表第1、別表第2を規定するものであります。

第2項では、別表第2に規定している事務と特定個人情報とにおいて情報連携ができると規定しているものであります。

第4項では、これらの情報連携により、以前より添付書類として必要な情報を含む書面の提出が申請者等に義務づけられたものは、提出があったものとみなす旨を規定しているものであります。

次に、9ページをごらんください。

第5条第1項では、現行の規定を改正案で第2号の規定に移動させ、あわせて新たに第1号として別表第3を規定し、別表第3の規定の範囲内で情報提供を可能とするものであります。別表第1、第2においては、市長において個人番号を利用できる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務を規定しております。

次に、16ページをごらんいただきたいと思いますが、この別表第3においては、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務と、その事務に必要な教育委員会が保有する特定個人情報との連携について規定しております。

最後に、この条例の施行期日でございますが、個人番号の利用開始日となっております平成28年1月1日付としております。

以上で、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法に係る税制改正による猶予制度の見直しに伴い、換価の猶予に関する

申請期間等必要な事項を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法に係る税制改正による猶予制度の見直しに伴い所要の改正を行うもので、現行で第8条から第17条までは削除となっておりましたので、当該部分を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第8条は、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法を定めるもので、地方税法第15条による徴収猶予に該当した場合、猶予期間内において分割納付ができるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

第9条については、徴収猶予の申請手続等を定めるもので、徴収の猶予を受けるときの申請に関する手続及び必要書類について定めるものでございます。

次に、10ページをごらんください。

第10条では、職権による換価の猶予の手続等を定めるもので、換価の猶予を受けるときの申請に関する手続及び必要書類について定めるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

第11条では、申請による換価の猶予の申請手続等を定めるもので、換価の猶予の申請手続に関し、納期限から六月以内に申請し認められた場合、1年以内に限り換価を猶予するものでございます。

次に、12ページをごらんください。

第12条では、担保を徴する必要がある場合を定めるもので、猶予に係る未納額が100万円以下で猶予期間が三月以内の場合等は担保を徴しないものでございます。

第13条から第17条までは削除という表記になります。

なお、18条及び第23条の第3項中の文言につきましては、本改正による修正を行うものでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

この条例の附則といたしまして、第1条で、この条例の施行日を地方税法の施行日に合わせ、平成28年4月1日としております。

次に、第2条で、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

〔保健衛生部長 友水邦彦君登壇〕

○保健衛生部長（友水邦彦君） 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容については、新旧対照表によりご説明いたしますので、3枚目ををお開きください。

第22条第2項第1号中「及び氏名」を「, 氏名及び個人番号」に改正するものであります。

ページを戻していただきまして、附則でございしますが、この条例は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について

議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてないし議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について及び議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者が安心して在宅医療が受けられる環境整備の充実を図るため、病院事業の附帯事業として訪問看護ステーションを設置することとし、また、その設置に伴い訪問看護サービスの使用料を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市立病院事務局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昨年9月より笠間市立病院で実施してまいりました訪問看護及び訪問リハビリ事業につきまして、高齢者が安心して在宅医療を受けられる環境整備の充実を図るため、病院事業の附帯事業として訪問看護ステーションを設置することとし、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条の2につきましては、病院事業の附帯事業として、訪問看護ステーションかさまを笠間市中央一丁目2番24号に設置するものでございます。

第4条につきましては、見出しを「(診療)」から「(診療等)」に改め、同条第1項の次に第2項として、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護など訪問看護ステーションが実施する内容を追加するものでございます。

第5条は、「診療」の次に「又は訪問看護等」の文言を加えるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

続きまして、議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、病院事業の附帯事業としまして訪問看護ステーションを設置することに伴い、地方自治法第228条の規定に基づき訪問看護サービスの使用料を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

第2条第1項中「使用料」の前に、次項で訪問看護等の使用料を定めることから、「診療を受け、又は施設を利用した」の文言を加え、同条第2項として、訪問看護等の使用料の算定に関する規定を追加するものでございます。

算定に当たりましては、厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準などにより算定した額とするものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告を議会の議決事件とするため、制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、定住自立構想推進要綱の定めにより、定住自立圏を形成するための協定の締結等については議会の議決が必要となることから、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とするため制定するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてないし議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について及び議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律が改正され、笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるため、また農業委員を選考することについて地方自治法第138条の4第3項の規定により附属機関を設置するため、制定するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 議案第81号及び議案第82号についてご説明申し上げます。

まず、議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明申し上げます。

2枚目の条例案をごらんください。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、法第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、笠間市農業委員会の委員及び新設されます農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

第2条で、農業委員の定数を19人に定め、第3条で、農地利用最適化推進委員の定数を26人に定めております。

附則といたしまして、第1項では本条例の施行日を平成28年4月1日と定めております。第2項は、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を3枚目の新旧対照表のとおり改正しまして、農地利用最適化推進委員の報酬を月額2万5,000円に、旅費の額を副市長相当額に定めるものでございます。

2枚目にお戻りいただきまして、附則第3項は、本条例の制定に伴い、現行の笠間市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例についてご説明

申し上げます。

2枚目、1ページの条例案をごらんください。

本案は、農業委員会等に関する法律が改正され、法第8条第1項の規定により、農業委員会の委員は議会の同意を得て市長が任命する方法に変更となりますことから、委員候補者を選考するための委員会を設置する規定を定めるものでございます。

第2条では所掌事務を規定し、第3条では、委員は7人以内で組織し、任期を3年とすることを定めております。第4条では委員会に委員長と副委員長を置くことを定めており、第5条では会議、第6条では関係者の出席等について定めております。

2ページに移りまして、第7条では市長への委任を定めております。

附則といたしまして、第1項ではこの条例の施行日を公布の日と定めております。第2項は、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を3ページの新旧対照表のとおり改正しまして、農業委員選考委員の報酬を日額4,500円に、旅費の額を副市長相当額に定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第83号 指定管理者の指定について（笠間ラインガルテン）

議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間ラインガルテン）ないし議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号から議案第85号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間ラインガルテン、北山公園、笠間工芸の丘におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 議案第83号から議案第85号についてご説明申し上げます。

まず、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間クラインガルテン、指定管理者として指定する団体の名称は一般財団法人笠間市農業公社、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

今回の指定につきましては、一般財団法人笠間市農業公社の設立目的が笠間クラインガルテンの設置目的と一致していることから、確実な施設運営が期待できること、また、農産物直売所及びそば処における経営改善に向けた新たな事業計画などを総合的に評価し、非公募により、一般財団法人笠間市農業公社を指定管理者候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会から、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいたことにより、今般、指定管理者として一般財団法人笠間市農業公社を指定するものでございます。

次に、議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は北山公園、指定管理者として指定する団体の名称は笠間市造園建設業協同組合、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

今回の指定につきましては、公募により申請者の募集を行い、その結果、2者から申請がございました。提出された事業計画や収支計画等を比較し検討した結果、造園業を主とする市内の7社で組織されており、そのノウハウや作業機械の保有状況から適切な管理が見込めること、また、平成20年度から8年間の管理運営の実績で、管理上不要な費用の見直し、長期計画により費用を削減するなど、効率的な運用をしようとする姿勢と実績とを総合的に評価し、笠間市造園建設業協同組合を選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会から、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいたことにより、今般、指定管理者として笠間市造園建設業協同組合を指定するものでございます。

続きまして、議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間工芸の丘、指定管理者として指定する団体の名称は笠間工芸の丘株式会社、指定期間は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間です。

同社は、平成9年12月に笠間市と関係団体による出資により、地場産業と観光の振興を目的としてこの施設を運営するために設立され、指定管理者制度導入以前を含め18期に及

ぶこれまでの実績等から、施設の管理運営に関する十分な知識を有していること、また、提出された申請書類から今後の利用者の増加に向けた独自性のある事業計画等があることなどを総合的に評価し、非公募により選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会から、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいたことにより、今般、指定管理者として笠間工芸の丘株式会社指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第86号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第86号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、友部地区地域交流センター新築工事でございます。

工事の概要としましては、市民活動団体の支援や地域活性化を推進する拠点として、一部地下駐輪場を含む木造平屋建て、延べ床面積2,030.19平方メートルの交流センターを建設するものでございます。

次に、契約についてでございますが、10月30日に条件付き一般競争入札を行った結果、落札者と11月9日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は7億3,980万円、うち消費税が5,480万円でございます。

契約の相手方は、水戸市けやき台2丁目13番地2、コスモ・藤井特定建設工事共同企業

体でございます。

以上で、議案第86号の説明を終わりにいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

○議長（藤枝 浩君） 会議を開きます。

議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第15 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成27年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計5会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,898万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ297億1,448万3,000円とするものでございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表継続費補正でございますが、1、追加は、稲田地区の認定こども園を建設するために、現在の稲田幼稚園の解体事業を平成27年度、28年度の2カ年事業として新たに設定するものでございます。

2、変更につきましては、佐城小学校の施設解体事業の事業費の確定により、総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページをお開きください。

第3表繰越明許費でございますが、地域医療介護総合確保基金事業及び北川根小学校児童クラブ整備事業を翌年度に繰り越すものでございます。

9 ページをごらんください。

第4表債務負担行為補正でございますが、広報かさま印刷製本ほか11事業につきましては、来年度当初から事業を実施するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第5表地方債補正でございますが、1、追加は、(仮称)地域医療センター整備事業債につきまして、一般会計の負担分につきまして新たに地方債を設定するものでございます。

11ページをごらんください。

2、変更は、認定こども園整備事業債ほか5事業につきまして、起債対象事業費の補正により変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明をいたします。

14ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明を申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金1,625万円の減でございますが、社会資本整備総合交付金の交付額の決定により減額をするものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金8,700万円の増は、総務省から10分の10の委託事業である地域サービスイノベーションクラウドモデル構築事業を実施することによる増で、同額歳出にも計上しております。

15ページをごらんください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節高齢者福祉費補助金2億1,588万8,000円の増は、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく民間の介護施設等の整備に対する施設医療介護総合確保基金事業補助金の増額によるもので、こちらは県の地域

医療介護総合確保基金を活用した10分の10の県補助で、同額歳出に計上しております。

5節児童福祉費補助金は、児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業補助金1,044万9,000円の減が主なもので、民間保育園の保育士の採用に係る補助金で、補助要件が昨年度に比べ厳しくなったため、対象が1人しかいなかったことから減額するものです。こちら県補助10分の10で、同額を歳出に計上しております。

16ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、9目福田地区地域振興整備基金繰入金4億212万2,000円の減は、事業費の減により繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、15節工事請負費1,296万円の減は、予定しておりました本庁舎裏の資材倉庫整備工事につきまして、事業の見直しにより中止することとしたため減額するものでございます。

25ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、15節工事請負費は、稲田幼稚園施設解体撤去工事1,160万円が主なものでございます。

26ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料は、予防接種の広域化に伴う広域予防接種委託料791万6,000円の増が主なものでございます。

27ページをごらんください。

2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費4億212万2,000円の減は、福田地区地域振興整備事業で事業費の確定見込みにより、測量設計等委託料2,969万2,000円、補修工事費3億7,243万円を減額するものでございます。

29ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費1,301万9,000円の減は、美原地区の浸水対策事業で、事業内容の見直しを行うことによる工事請負費を減額することが主なものでございます。

30ページをお開きください。

4項都市計画費、5目公園費1,792万2,000円の減は、国庫補助金の減額に伴い、公園修繕工事費を減額することが主なものでございます。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業費1,413万7,000円の増は、笠間地区市街地浸水対策事業で水道管の移設が必要となったことから、その工事負担金でございます。

32ページをお開きください。

9款教育費、3項中学校費、3目学校建設費1,116万2,000円の減は、笠間中学校武道場建設で、実施設計委託料の確定見込みによる減額が主なものでございます。

以上で、平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

〔保健衛生部長 友水邦彦君登壇〕

○保健衛生部長（友水邦彦君） 議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,782万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,562万円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,100万円の減は、一般被保険者数の減によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金3,848万6,000円の増及び同款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金1,082万4,000円の増は、一般被保険者の療養給付費の増及び後期高齢者支援金、介護納付金、並びに前期高齢者納付金の額の確定によるものでございます。

8ページになります。

5款、1項、1目前期高齢者交付金4,469万2,000円の減は、額の確定によるものであります。

6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金1,082万4,000円の増は、一般被保険者の療養費給付費の増及び後期高齢者支援金、介護納付金、並びに前期高齢者納付金の額の確定によるものであります。

10款、1項、1目繰越金2億4,849万7,000円の増は、平成26年度決算の繰越金確定によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、9ページをごらんください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2億円の増及び同款、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費5,000万円の増は、65歳から74歳までの前期高齢者の人数が増加し、医療費が伸びたことによるものでございます。

3款、1項、1目後期高齢者支援金の6,293万8,000円の減及び10ページの5款、1項、1目介護納付金の9,156万円の減は、社会保険診療報酬支払基金分の額の確定によるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金6,404万9,000円の増は、過年度分精算に伴う国庫金返納金であります。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第89号、第90号についてご説明申し上げます。

最初に、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ45万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,615万5,000円とするものです。

補正の要因としましては、減額では介護報酬のマイナス改定の影響や、施設介護サービス費において新たな介護老人福祉施設の開設が7月にずれ込んだことによるものなどで、増額では事業量の伸びや制度改正によるものが主なものです。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の補正額の計550万4,000円の増と、次のページ、5款県支出金、1項県負担金の601万8,000円の減につきましては、事業見込みの見直しによります変更で、7款繰入金につきましては、事業費繰入金の増によるものです。

続きまして、歳出でございますが、9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費138万4,000円の増額は、事務費の効率化を図るための経費でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の計6,490万円の減は、大きくは、先ほど申し上げました施設介護サービスを5%、1億1,940万円減額するとともに、他の居宅サービスに要する給付を見直したことによるものでございます。

10ページ、2項介護予防サービス等諸費の計370万円の増は、介護予防サービスの計画作成経費、いわゆる介護予防のケアプラン作成費の増と、他の給付費の見直しによるものでございます。

3項その他諸費の320万円の減は、国保連合会が手数料単価を引き下げたことによる減額でございます。

11ページにかけましての高額介護サービス等費と高額医療合算介護サービス等費につきましては、自己負担額の上限額を超えた場合に給付するものでございますが、利用件数が増加しておりますので、それぞれ4,600万円と1,382万円増額するものです。

6項特定入所者介護サービス等費につきましては、制度改正に伴う件数の伸びに対応するため増額するものです。

以上で、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ2,836万6,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

歳入についてですが、1款サービス収入、1項介護サービス費収入450万5,000円の増は、ケアプランの作成件数が前年比で15%伸びていることから増額するものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金320万5,000円の減は、事業費の総額に見合う繰り入れとするための減額でございます。

8ページをお開きください。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費の補正は、歳入でご説明いたしました一般会計繰入金の減額320万5,000円を財源内訳に反映するため行うものです。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費の増額につきましては、ケアプラン作成件数の伸びに対応する委託経費を増額するものでございます。

以上で、議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第91号及び議案第92号について、初めに、議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出予算をそれぞれ6,940万3,000円追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ26億4,717万6,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

継続費の補正であります。第2表のとおり、長寿命化計画推進事業費の総額3億4,819万2,000円を2億5,700万円とするもので、契約額の確定によるものです。

6ページをお開きください。

債務負担行為の設定でありまして、第3表のとおり、汚泥運搬業務委託990万円及び浄化センター等運転管理委託3億円の長期継続契約のためのものであります。

7ページをお開きください。

地方債の補正でありまして、第4表のとおり限度額を4億4,000万円とするものであります。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

歳入の1款、2項、1目の受益者負担金3,263万円の増は、現年度分の一括納付による収入増であります。

11ページ、8款諸収入の508万5,000円は、平成26年度消費税確定に伴う還付金、9款市

債4,370万円は、主に笠間第2幹線工事に伴うものであります。

歳出につきましては、12ページの下の表をごらんください。

1款、2項、1目の下水道建設事業費6,388万円の増額につきましては、笠間第2幹線整備に伴う下市毛ポンプ場内管渠設計委託料及び第2幹線圧送管布設工事費でございます。

以上で、議案第91号についての説明を終わります。

続きまして、議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算をそれぞれ36万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,686万円とするもので、消費税納付額の確定に伴う補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書7ページをお開きください。

歳入の3款県支出金85万2,000円の減額につきましては、農業集落排水事業推進交付金の額の確定によるものでございます。

歳出につきましては、8ページ、上の表、1款、1項、1目農業集落施設管理費で36万円を増額するものであります。これは、平成27年度前期分の消費税納付額の確定に伴うものであります。

以上で、議案第92号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第2条、収益収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の1款病院事業収益、支出の1款病院事業費用にそれぞれ174万8,000円を追加し、収入支出の予定額総額をそれぞれ7億274万8,000円とするものでございます。

第3条は、たな卸資産購入限度額を1億6,844万8,000円とするものでございます。

収入支出の主なものにつきましては、補正予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

5ページをごらん願います。

初めに、収入でございますが、1款、1項、2目外来収益174万8,000円の増は、皮膚科外来実施日の増によるものでございます。

6ページをごらん願います。

次に、支出でございますが、1款、1項、2目材料費140万8,000円の増は、入院患者用の給食材料費の増でございます。

3目経費34万円の増は、通信運搬費の増でございます。

以上で、議案第93号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第2条の収益的支出の補正につきましては、1款、1項の営業費用を313万2,000円増額し、水道事業費用の合計額を17億4,615万2,000円に、第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の1款資本的収入を1,541万7,000円増額し、収入の合計額を1億513万5,000円に、ページをめくっていただきまして、2ページ、支出の1款資本的支出を32万円減額し、支出合計額を6億6,545万4,000円とするものでございます。

収入支出の主なものにつきましては、補正予算書明細書でご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款、1項営業費用313万2,000円の主なものは、5目の総係費220万円で、貸倒引当金繰入金額であります。

6ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款資本的収入の1,541万7,000円は、消火栓設置工事に伴い、一般負担金128万円及び排水整備工事に伴う水道管移設補償工事の負担金1,413万7,000円であります。

支出につきましては、1款、1項、2目の施設改良費としまして32万円の減額であります。これは、補償工事の設計委託費1,000万円の増額と、工事の入札差金等による1,320万円の減額に伴うものであります。

以上で、議案第94号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月3日に開きますので、ご参集いただきたいと思います。

ご苦労さまでした。

午前11時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一

署 名 議 員 野 口 圓